⑵ Classification of the services to be procured : 41
⑶ Subject matter of the contract :
① Construction work of the Superstructure of Tamagawa-ohashi in Route 45
② Construction work of the Superstructure of Shinhorinai-ohashi in Route 45
⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 13 November 2018
⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 January 2019 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 17 January 2019 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 17 January 2019)
⑹ Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成31年１月17日午後４時まで
②　申請書等の提出期限　平成30年11月13日午後３時まで
③　入札の締切　平成31年１月17日午後４時まで
④　開札日時　平成31年１月24日
①工事　国道45号　玉川大橋上部工工事　午前11時00分
②工事　国道45号　新堀内大橋上部工工事　午後２時30分
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成30年12月25日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月24日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社　関西支社

支社長　前　　邦彦

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第46号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新名神高速道路　城陽第二高架橋東（下部工）工事（不落札協議対象・電子入札対象）
⑶　工事場所　自）京都府城陽市富野荒見田
至）京都府城陽市富野小樋尻
⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路　城陽第一高架橋（Ｐ５～Ｐ６）、城陽第二高架橋（Ｐ６～Ｐ14）の基礎工及び橋脚に施工を主体とした土木工事である。
⑸　工事概算数量
・延長　410m（橋梁410m）
・橋梁下部工　橋脚20基（Ｈ＝24.5m～31.2m）
・基礎ぐい　7,804m（場所打ち杭φ1,200、Ｌ＝13.0m～25.5m、ｎ＝408本）
⑹　工期　契約締結日の翌日から960日間
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約22,000㎥
鉄筋　約3,100ｔ
⑻　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。
⒁　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⒂　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。又は、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上であり（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　施工実績　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団